○佐久市・北佐久郡環境施設組合情報公開条例施行規則

平成26年11月４日規則第７号

改正

平成28年２月19日規則第１号

（趣旨）

第１条　この規則は、佐久市・北佐久郡環境施設組合情報公開条例（平成26年佐久市・北佐久郡環境施設組合条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（請求書の様式）

第２条　条例第４条第１項の規定による請求は、公文書開示請求書（様式第１号）により行うものとする。

（決定通知等）

第３条　条例第10条第１項の規定による通知は、公文書開示決定通知書（様式第２号）により行うものとする。

２　条例第10条第２項の規定による通知は、公文書不開示決定通知書（様式第３号）により行うものとする。

（決定期間延長通知）

第４条　条例第11条第２項及び第12条の規定による通知は、公文書開示決定等期間延長通知書（様式第４号）により行うものとする。

（開示請求事案の移送）

第５条　条例第13条第１項の規定による通知は、公文書事案の移送に関する通知書（様式第５号）により行うものとする。

（開示決定等に係る第三者の意見書提出の通知等）

第６条　条例第14条第１項及び第２項の規定による通知は、第三者情報に係る公文書開示請求意見書提出通知書（様式第６号）により行うものとし、意見書の提出は、公文書開示請求意見書（様式第７号）により行うものとする。

２　条例第14条第３項の規定による通知は、第三者情報に係る公文書開示決定通知書（様式第８号）により行うものとする。

（電磁的記録の開示方法等）

第７条　条例第15条第１項の規定による電磁的記録の開示は、当該記録の全部を開示するときは画面の閲覧又は写しの交付、それ以外の場合は当分の間、当該記録の出力物を加工したものの閲覧又は写しの交付により行うものとする。

（開示の実施方法等の申出）

第８条　条例第15条第２項の規定による開示の実施方法の申出は、公文書開示の実施方法に係る申出書（様式第９号）により行うものとする。

（費用の納付）

第９条　条例第17条に規定する公文書の写しの交付に要する費用は、実費とする。

（諮問した旨の通知）

第10条　条例第19条の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審議会諮問済通知書（様式第10号）により行うものとする。

（実施状況の公表）

第11条　条例第32条第２項の規定による公表は、次に掲げる項目について、年１回佐久市・北

佐久郡環境施設組合事務所前の掲示場に掲示することにより行うものとする。

（１） 公文書の開示の請求件数

（２） 開示した件数及び不開示の件数

（３） 不服申立て状況

（４） 不服申立て処理状況

（５） 前各号に掲げるもののほか、組合長が必要と認める事項

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この規則は、公布の日から施行する。

（適用）

２ この規則の規定は、平成26年10月１日以後に実施機関が作成し、又は取得した情報について適用する。

附 則（平成28年２月19日規則第１号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

公文書開示請求書

年　　月　　日

（請求先）（実施機関の長）

（法人等にあっては、事務所等の所在地）
住　　所
（法人等にあっては、その名称及び代表者氏名）
氏　　名
電　　話　　（　　）

佐久市・北佐久郡環境施設組合情報公開条例第４条の規定により、次のとおり請求します。
（太線枠内を記入してください。）

<table>
<tr><td>請求者の区分
（該当事項にレ印、（　）内に該当する事項を記入）</td><td colspan="3">□組織市町内に住所を有する者
□組織市町内に勤務する者（勤務先　　）
□組織市町内に在学する者（学校名　　）
□組織市町内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体</td></tr>
<tr><td>請求する公文書の件名又は内容</td><td colspan="3">（できるだけ具体的に記入してください。）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">請求の区分
（右太枠内で希望するものに〇印）</td><td></td><td colspan="2">閲　覧</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">写しの交付（来所による。）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">写しの交付（郵送による。）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2"></td><td>収受印</td></tr>
</table>

様式第２号（第３条関係）

第　　号
年　　月　　日

公文書開示決定通知書

様

（実施機関の長）　㊞

年　　月　　日付けで開示請求のありました公文書について、次のとおり決定しましたので、佐久市・北佐久郡環境施設組合情報公開条例第10条第１項の規定により通知します。

請求のあった公文書の件名又は内容		
開示の区分		全部開示　　一部開示
一部開示	開示しない部分	
	開示しない理由	佐久市・北佐久郡環境施設組合情報公開条例第　条第　項第　号に該当するため
開示実施方法		
開示日時・場所		
担当係等名		電話　　（　　）　　内線
写しの送付の方法による公文書の開示を実施する場合における請求金額（郵便料金含む。）		（複写費）　円　（郵便料金）　円　（計）　円
備考		・　公文書閲覧等の際には、この通知書を提示してください。 ・　この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して３か月以内に実施機関の長に対して不服申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、実施機関の長となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、不服申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません。

様式第３号（第３条関係）

第　　号
年　　月　　日

公文書不開示決定通知書

様

（実施機関の長）　　㊞

年　　月　　日付けで開示請求のありました公文書について、次のとおり決定しましたので、佐久市・北佐久郡環境施設組合情報公開条例第10条第２項の規定により通知します。

請求のあった公文書の件名又は内容	
不開示の区分	不開示　　存否応答拒否　　文書不存在
不開示の理由	佐久市・北佐久郡環境施設組合情報公開条例第　条第　項第　号に該当するため
担当係等名	電話　　（　　）　　内線
備考	この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して３か月以内に実施機関の長に対して不服申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、実施機関の長となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、不服申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません。

様式第４号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

公文書開示決定等期間延長通知書

様

（実施機関の長）　　㊞

年　　月　　日付けで開示請求のありました公文書については、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので、佐久市・北佐久郡環境施設組合情報公開条例第11条第２項
第12条の規定により通知します。

請求のあった公文書の件名又は内容	
適用する条項及びその内容	佐久市・北佐久郡環境施設組合情報公開条例第11条第２項 延長後の期間　　期限の日 日　　年　　月　　日
	佐久市・北佐久郡環境施設組合情報公開条例第12条 残りの公文書について開示決定等をする期限日 年　　月　　日
決定の理由	
担当係等名	電話　　（　　）　　内線

様式第５号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

公文書事案の移送に関する通知書

（他の実施機関の長）
様
（開示請求者）
様

（実施機関の長）　　㊞

年　　月　　日付けで開示請求のありました公文書については、次のとおり事案を移送します（しました）ので、佐久市・北佐久郡環境施設組合情報公開条例第13条第１項の規定により通知します。

請求のあった公文書の件名又は内容	
事案を移送する理由 （該当する項目に○印）	１　他の実施機関＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ により作成されたものである。 ２　その他
担当係等名	電話　　（　　）　　内線

様式第６号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

第三者情報に係る公文書開示請求意見書提出通知書

様

（実施機関の長）　　㊞

年　　月　　日付けで開示請求のありました公文書に、次のとおり様に関する情報が記録されていますので、開示決定等に先立ち、その開示について意見書の提出ができることを佐久市・北佐久郡環境施設組合情報公開条例第14条第１項第２項の規定により通知します。

開示について意見がある場合には、別紙意見書（意見書はこれ以外のものでも結構です。）を、この通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内に提出してください。期限までに提出がない場合は、情報を開示しても支障がないものと判断いたします。

請求のあった公文書の件名又は内容	
公文書に記録されている情報の概要	
担当係等名	電話　　（　　）　　内線

様式第７号（第６条関係）

公文書開示請求意見書

年　　月　　日

（提出先）（実施機関の長）

（法人等にあっては、事務所等の所在地）

住　　所

（法人等にあっては、その名称及び代表者氏名）

氏　　名

電　　話　　（　　）

年　　月　　日付けで通知のありました第三者情報に係る公文書開示請求に対する意見書を、次のとおり提出します。

開示請求に対する意見	（該当するものに〇印をしてください。） ・　情報を開示されても支障がない。 ・　情報を開示されると支障がある。
開示されると支障がある部分	
その理由	

様式第８号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

第三者情報に係る公文書開示決定通知書

様

（実施機関の長）　　㊞

年　　月　　日付けで通知しました　　様に関する情報が記録されている公文書については、次のとおり開示することと決定しましたので、佐久市・北佐久郡環境施設組合情報公開条例第14条第３項の規定により通知します。

請求のあった公文書の件名又は内容	
開示する理由	
開示期日	年　　月　　日
担当係等名	電話　　（　　）　　内線
備考	この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して３か月以内に実施機関の長に対して不服申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、実施機関の長となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、不服申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません。

様式第９号（第８条関係）

年　　月　　日

公文書開示の実施方法に係る申出書

（申出先）（実施機関の長）

（法人等にあっては事務所等の所在地）

住　　所

（法人等にあってはその名称及び代表者氏名）

氏　　名

電　　話　　（　　）

佐久市・北佐久郡環境施設組合情報公開条例第15条第２項の規定により、次のとおり申し出ます。

請求の区分（右太枠内で希望するものに○印）		閲　　覧
		写しの交付（来庁による。）
		写しの交付（郵送による。）
備　　考	開示決定通知があった日から30日以内に、この申出書により申し出てください。なお、当該期間内に当該申出をすることができない場合は、佐久市・北佐久郡環境施設組合事務局へご連絡ください。	

※　処　理　欄　（組合事務局使用欄）		収　受　印
開示予定日時	年　　月　　日　　午前／午後　　時	
開示する場所		
写しの送付の方法による公文書の開示を請求する場合における請求金額（郵便料金を含む。）	（複写費）　円　（郵便料金）　円　（計）　円	

様式第10号（第10条関係）

第　　号
年　月　日

佐久市・北佐久郡環境施設組合情報公開・個人情報保護審議会諮問済通知書

様

（実施機関の長）　㊞

年　月　日付けで開示請求のありました公文書について、次のとおり佐久市・北佐久郡環境施設組合情報公開・個人情報保護審議会に諮問しましたので、佐久市・北佐久郡環境施設組合情報公開条例第19条の規定により通知します。

不服申立てに係る公文書・個人情報の件名又は内容		
不服申立てに係る処分の内容		
不服申立て日		年　月　日
不服申立ての	趣旨	
	理由	
担当係等名		電話　（　）　内線
備考		